

大阪府立大手前高等学校（全日制の課程）後援会規約

第1章 総 則

第1条 名 称

本会は、大阪府立大手前高等学校（全日制の課程）後援会と称し、事務局を同校内に置く。

第2条 目 的

本会は同校の教育活動に寄与することを目的とする。

第3条 事 業

本会は前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 教育環境の整備
- (2) 部活動を含む生徒の自主的活動の援助
- (3) その他本会の目的達成に関連する必要な事業

第2章 会 員

第4条 本会の会員は、正会員及び賛助会員とする。

- (1) 正会員は、同校のP T Aに属し本会の目的に賛同し入会した者をいう。
- (2) 賛助会員は、同校の卒業生、その保護者及び旧職員で本会の目的に賛同し入会した者並びに本会の目的に賛同し役員会の承認を得て入会した者をいう。

第3章 役 員

第5条 本会の役員は次の通りとする。

- | | | | |
|---------|-----|----------|----|
| (1) 会 長 | 1名 | (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 幹事 | 若干名 | (4) 書 記 | 2名 |
| (5) 会 計 | 2名 | (6) 会計監査 | 3名 |

第6条 役員を選出

役員は、正会員、賛助会員、P T A会員及び金蘭会役員の中から選出する。

- (1) 会長は総会において選出する。

(2)他の役員は、会長が指名し総会の承認を得る。

第7条 役員任期

役員任期は、当該年度中の1か年とする。但し、再任は妨げない。また、補欠役員任期は、前任者残存任期とする。

第8条 役員任務

- (1)会 長 本会を代表し、会務を総括する。
- (2)副 会 長 会長を補佐し、会長に事故ある場合はその代理の任に当たる。
- (3)幹 事 総会及び役員会の議決事項を執行する。
- (4)書 記 本会の会議の議事及び会の活動状況を記録、保管する。
- (5)会 計 本会のすべての収入、支出を記録し、証拠書類を保管する。
- (6)会計監査 本会の会計を監査する。

第9条 本会に次の会議を置く。

(1)総 会

原則として新年度はじめに、役員、正会員をもって開催し、前年度事業報告、決算報告及び新年度事業計画、予算案など必要事項を審議する。

なお、出席を希望する賛助会員はその旨を議長に申し出ればよいものとする。

総会の定足数は役員及び正会員の5分の1以上とする。ただし、委任状をもって出席にかえることができる。

総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。また、必要に応じて臨時に総会を開くことができる。

(2)役 員 会

会長、副会長、幹事、書記、会計及び会計監査をもって構成し、必要に応じて会長が召集し、本会の運営について協議決定を行う。

議決は出席者の過半数を以てする。

(3)幹 事 会

幹事をもって構成し、総会及び役員会の議決事項を執行す

る。なお、緊急やむを得ない場合は、会長の承認を得て、役員会を代行することができる。この場合、次の役員会に報告する。議長はその都度定める。

第4章 会費及び会計

第10条 本会の会計は次による。

- (1)会費
- (2)寄付金
- (3)その他の収入

第11条 会費

正会員の会費は、一口5,000円とし、入会時に、一口以上を終身会費として納入する。

賛助会員の会費は、年間5,000円とする。

なお、必要に応じて寄付金を募ることができるものとする。

第12条 会計年度

本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付 則

- 1 本規約の改正は、役員会の発議または50名以上の会員の要請があった場合に、役員会において原案を作成し、総会の議決を得て発効する。
- 2 本規約の経緯は次による。

(1) 平成24年1月8日 制定・発効